

<報道発表資料>

令和6年10月17日

令和6年 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

埼玉県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

- | | | | |
|------|----|---------------|-----------|
| ○ 議長 | 日時 | 令和6年10月17日（木） | 午前 9時 20分 |
| | 場所 | 議長応接室 | |
| ○ 知事 | 日時 | 令和6年10月17日（木） | 午前 9時 50分 |
| | 場所 | 知事室 | |

1 本年の給与改定（民間給与との比較）

(1) 月例給を引上げ（平均2.79%引上げ）

公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定

（若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定）

(2) 特別給（ボーナス）を引上げ（4.50月→4.60月）

民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の年間支給月数を0.10月分引上げ

2 給与制度のアップデート

本県における実情を十分に踏まえた上で国に準じて、令和7年4月から給料表や諸手当を見直す給与制度のアップデートを実施

<主な見直しの内容>

(1) 給料表

- ・ 初任給・若年層の水準を大幅引上げ（令和6年4月に先行実施）
- ・ 特に管理職層についてより職責を重視した給料体系となるよう見直し

(2) 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

(3) 地域手当

- ・ 国の支給基準等の見直しを踏まえ、地域手当の支給割合を見直し
- ・ 前記1の(1)による改定後の給与水準を維持するため、同時に給料月

額の引下げ等を実施

(4) 通勤手当

- ・ 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給
- ・ 新幹線通勤等の要件を緩和

(5) 在宅勤務等手当

- ・ 県内民間事業所における在宅勤務関連手当の支給状況、本県職員の在宅勤務の実施状況を踏まえ、在宅勤務等手当を新設
- ・ 手当額は、1か月当たりの合計額が3,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で規定

3 人事管理に関する報告（意見）

本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について報告

(1) 人材の確保

- ・ 人材確保の重要性と課題
- ・ 人材確保の具体的方向

(2) 人材の育成及び活用

- ・ 人材の育成
- ・ 能力・実績に基づく人事管理の徹底
- ・ 女性職員の活躍の推進

(3) 働き方改革と勤務環境の整備等

- ・ 業務の見直しと柔軟な働き方に資するDXの更なる推進
- ・ 仕事と生活の両立支援の推進
- ・ 総実勤務時間の縮減
- ・ 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理等の徹底

資料：令和6年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和6年 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告の概要

※ 詳しくは埼玉県人事委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1901/kyuuyo-seido/kyuuyo-kankokur6.html>